

平成20年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

警察本部

（注） 1、 2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令 1	適用類 型 2
会計課	システム改修委託	総合運転者管理システム 改修業務	平成20年10月23日	日本電気(株)滋賀支店	21,210,000	システム構築業者である左記業者が、ソフトウェアの知的財産権を有しており、他の者ではシステム改修についての取扱ができないため。	2号	3イ
会計課	物品購入	ヘリコプター機体補用部品 等	平成20年12月1日	兼松(株)	19,133,583	当該物品の国内における唯一の代理店であるため。	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽 油・エンジンオイル)11月 (単価契約)	平成20年10月31日	滋賀県石油協同組合	22,336,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため。	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽 油・エンジンオイル)12月 (単価契約)	平成20年11月28日	滋賀県石油協同組合	20,279,000	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため。	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(ガソリン・軽 油・エンジンオイル)1月 (単価契約)	平成20年12月26日	滋賀県石油協同組合	17,902,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため。	2号	3イ